

平成 29 年度緑の募金運動実施要領

育てよう
未来にとどける
豊かな緑

(平成 29 年度緑化運動テーマ)

下野市立国分寺小学校 岡田渚子さんの作品



公益社団法人 とちぎ環境・みどり推進機構

平成29年度「緑の募金」運動実施要領

1 趣旨及び目的

この運動は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき森林・みどりの果たしている重要性を普及啓発するとともに、緑の募金の成果により、公共施設等の緑化、緑の少年団の育成及び県民参加による森林・みどりづくり運動を推進し、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住みよい緑豊かな郷土づくりに寄与することを目的とする。

2 事業主体

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（以下「機構」という。）及び市町緑化推進団体（以下「市町緑推」という。）との共催で実施する。

3 募金目標額

30,000千円

- | | | |
|------|---------------------|----------|
| (内訳) | (1) 家庭募金 | 15,500千円 |
| | (2) 一般募金 | 8,500千円 |
| | (街頭・イベント、職場、企業・団体等) | |
| | (3) 学校募金 | 6,000千円 |

4 重点募金期間

春季 4月1日～ 5月31日

秋季 9月1日～10月31日

5 募金協力者

募金活動は、事業主体による各種募金キャンペーン等のほか、栃木県、各市町、各協賛団体、ボランティアグループ、企業・団体、緑の少年団及び小・中・高等・特別支援学校に募金の協力を依頼して実施する。

6 募金の使途

「緑の募金」による寄附金は、学識経験者等で構成される運営協議会に諮り、森林の整備、緑化の推進等下記の事項に活用するものとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ・ 県民が協働して実施する森林整備 | ・ 緑の少年団や緑化ボランティア活動の支援 |
| ・ 学校や地域での緑づくり推進 | ・ 緑づくり人材育成やネットワークづくり |
| ・ 苗木配布会や植（育）樹祭の実施 | ・ 緑化思想の普及啓発 |
| ・ 記念植樹や名木・古木の保護 | ・ 一般県民による公募事業の実施 |

7 募金の方法

(1) 家庭募金

事業主体市町の協力を得て、自治会又は町内会等を単位に各家庭にお願いする。

(2) 一般募金（街頭・イベント募金、職場募金、企業・団体募金等）

事業主体は、県や市町と共催する緑化行事や事業所・職場等において組織的な募金活動をお願いするとともに、企業・団体からの募金、関係機関を通じて広く一般県民に募金をお願いする。

(3) 学校募金

事業主体は、学校の協力を得て緑の募金をお願いする。

8 募金の取扱い

(1) 募金に参加した市町又は市町緑推は、募金終了後1ヶ月以内に、募金をとりまとめ、機構が配布する緑の募金専用の振込用紙(以下「緑の募金振込用紙」という。)により、足利銀行本・支店、栃木銀行本・支店(以下、「振込機関」という。)を通じて機構へ送金する。

(2) 募金に参加した県、企業・団体等は、緑の募金振込用紙により、振込機関を通じて機構へ送金する。

(3) 募金に参加した学校は、募金終了後、速やかに緑の募金振込用紙により、振込機関を通じて機構へ送金する。

9 募金の成果及び使途の公告

機構は、募金の成果及び使途を公告する。

10 「緑の募金」事業

緑の募金の助成金を受けて事業を実施する者は、機構の「緑の募金」事業実施要領に基づき、指定する期日までに、事業申請書(各事業の様式による)を提出する。

11 問合わせ先

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構

〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2

TEL 028-643-6801

FAX 028-643-6802

Email tochi-green@t-kms.sakura.ne.jp

URL <http://t-kms.sakura.ne.jp/>

とちぎ環境

検索



「緑の募金」事業実施要領

第1条 事業の目的

この事業は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年法律第88号）に基づき、県民の自発的協力により寄贈・提供された「緑の募金」を、身近な緑化の推進や森林の整備、さらには緑の募金運動に対する県民のより一層の理解と協力を得るためなどに活用し、もって県土の緑化の推進に資することを目的とする。

第2条 事業の内容及び実施基準

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（以下「機構」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

その内容及び実施基準等については、別記「緑の募金事業実施基準」（以下「実施基準」という。）によるものとする。

1 とちぎ緑づくり推進事業

- (1) 市町村緑づくり推進事業
- (2) 学校緑化推進事業

2 緑のネットワーク事業

- (1) 緑化ボランティア活動助成事業
- (2) 記念植樹奨励事業
- (3) 社会公共施設緑化事業

3 緑の公募事業

4 緑の少年団育成事業

第3条 事業主体

事業の実施主体は、前条の事業ごとに実施基準のとおりとする。

第4条 事業の周知

機構理事長（以下「理事長」という。）は、事業の実施に当たり、機構HPで事業内容等を公表するとともに、県内の市町村、県の関係機関、学校、森林ボランティア団体等に電子メール等により通知を行う。

第5条 事業の実施

理事長は、事業の計画を緑の募金運営協議会に諮り、その意見等を十分尊重して事業の実施に当たるものとする。

第6条 事業の実施手続等

事業の実施に必要な事務手続等については、理事長が別に定める。

第7条 事業実施者への条件

- 1 事業の実施主体は、募金の趣旨並びに募金が県民の善意に基づくものであることに留意し、事業の適正な執行及び管理に努めるものとする。
- 2 事業の実施主体は、当該事業が「緑の募金」に基づく緑化事業であることを常に明示し、周知を図るものとする。

第8条 実施箇所の公表

理事長は、事業完了後速やかに実施箇所を機構HPにより公表する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成27年9月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成28年3月1日から適用する。
- 5 この要領は、平成29年4月1日から適用する。